

令和 6 年度人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会
ヘイトスピーチ対策専門部会
(議事要旨)

日 時：令和 6 年 11 月 20 日（水）10：00～12：00

場 所：Web 会議方式により実施

出席者：

（関係省庁）法務省人権擁護局、警察庁長官官房企画課、同庁警備局公安課、
総務省自治行政局選挙部選挙課、同省情報流通行政局情報流通振興課情報
流通適正化推進室、外務省総合外交政策局人権人道課、文部科学省総合教
育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（計 5 省）

（地方公共団体）東京都渋谷区、国立市、神奈川県、川崎市、相模原市、埼
玉県、愛知県、大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、尼崎市、福岡
市、沖縄県（計 15 団体）

概 要：

1 開会

2 議事

(1) 各地方公共団体が把握しているヘイトスピーチの現状及び実施している
対策等（条例の施行状況を含む。）

地方公共団体から配布資料に沿って説明がされた。

ア 川崎市

- ・ 川崎市における「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和
元年川崎市条例第 35 号）」に基づいて把握したインターネット上のヘイ
トスピーチの現状等
- ・ インターネット上のヘイトスピーチに対する事前又は事後の対応やそ
の課題

イ 相模原市

- ・ 相模原市が制定した「相模原市人権尊重のまちづくり条例（令和 6 年
相模原市条例第 28 号）」の概要等
- ・ 「相模原市人権尊重のまちづくり条例」に基づくヘイトスピーチの解
消に向けた取組

ウ 大阪府

- ・ 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会
づくり条例（令和 4 年大阪府条例第 48 号）」の改正概要

- ・ 令和 6 年度における削除要請の取組状況等

エ 京都府

- ・ 第 106 回全国高等学校野球選手権大会で優勝した高校に対するインターネット上のヘイトスピーチへの対応等

(2) 国によるヘイトスピーチの解消に向けた取組等について

関係省庁から配布資料に沿って説明がされた。

ア 法務省

- ・ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」の施行月（6 月）における取組
- ・ SNS を活用したヘイトスピーチ解消に関する情報の発信
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」（こども家庭庁実施事業）の実施結果
- ・ ヘイトスピーチに焦点を当てた今後の人権啓発活動の予定
- ・ 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）の見直し
- ・ ヘイトスピーチに関する条例等のリンク集の作成
- ・ インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組
- ・ 司法判断を踏まえた対策の促進（インターネット上のヘイトスピーチに関する裁判例の紹介）

イ 警察庁

- ・ 右派系市民グループによるデモの現状等（令和 5 年は約 10 件のデモを把握）

ウ 総務省

- ・ 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）」の概要等

エ 外務省

- ・ ヘイトスピーチに関する国際的な動向

オ 文部科学省

- ・ 「学校における外国人の人権尊重に関する実践事例」の収集及び公表
- ・ 外国人を含む個別的な人権課題について、学校における指導方法の改善・充実にに向けた実践的な研究等を行う「人権教育開発事業」の実施
- ・ 人権教育担当指導主事連絡協議会を始めとした各種会議や研修でのヘイトスピーチ解消法の趣旨やヘイトスピーチを解消するための教育活動等について周知

(3) 意見交換・質疑応答

地方公共団体からの意見・質問に基づき、意見交換・質疑応答を行った。

主な意見は、以下のとおり。

〈インターネット上のヘイトスピーチ対策〉

- ・ 国や地方公共団体がプロバイダ等事業者に対して、発信者に関する情報収集やより強制力を伴う削除指示を可能とするなど、投稿等の拡散防止に係る法改正等を行ってほしい。
- ・ 地方公共団体を含めた公的機関からの要請に応じて投稿等の削除をした場合には、プロバイダ等事業者の削除行為の責任が軽減される制度を設けてほしい。
- ・ 投稿等の削除を要請する側と投稿等の削除を行う側の双方が、その適否の判断を迅速・円滑に行うことができるよう、一定の指針やガイドライン等を整備してほしい。
- ・ 関係省庁と連携して、インターネット上の差別行為の防止のために必要な法的措置を講じるなど、被害者の負担軽減に向けた取組を更に推進してほしい。
- ・ 人権上、極めて悪質と判断される情報の発信に限り、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキング（プロバイダ等事業者による違法なウェブサイトへのアクセス制限）を実施することができる制度を設けてほしい。
- ・ プロバイダ等事業者の自主的なルール作りやインターネット利用者の情報モラルの啓発支援等のインターネットの健全な利用促進に向けた取組を講じてほしい。
- ・ 地方公共団体が、国やプロバイダ等事業者と意見交換を行うことができる機会を設けてほしい。

〈その他〉

- ・ 独立性を有する第三者機関を国に設置してほしい。

3 閉会

～以 上～